

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

浜松市は面積 1558.06k m²、推計人口 781,904 人(令和 5 年 2 月 1 日現在)の政令指定都市である。市域は、高次都市機能や先端技術産業などが集積する都市部、近郊農業やものづくり産業が盛んな平野部、豊富な水産資源に恵まれた沿岸部、そして広大な森林を有する中山間地域など、全国に類のない多彩なフィールドを有する。

雇用者数の 2 割以上、売上高の 4 割近く、付加価値額の 3 割近くを製造業が占め、産業構造における 2 次産業構成比率が大きく、なかでも機械・輸送用機器は地域経済全体の発展を牽引するとともに、地域の中小製造業者の加工技術等を磨き、技術や経営の高度化に貢献してきた。

工場の海外・市外転出に伴い製造品出荷額の推移は下降傾向にあり、製造品出荷額はリーマン・ショック前の平成 19 年度 3 兆 2,256 億円をピークに令和 3 年度には 1 兆 8,237 億円(令和 3 年 6 月経済センサス確報)となっている。

本地域の中小企業は、人手や設備の不足感も強くなってきており、特に人手不足は深刻な状況となってきている。現状では、受注見込みや引き合い案件があっても「人手・設備不足で受注をこなせない」「高い外注を利用して利益を圧迫されている」との声も多く聞かれるようになってきた。中小企業がさらに業況拡大していくためには設備投資による業務省力化が生産性向上のためには不可欠となっている。本市の屋台骨を支えてきたものづくり産業等が、海外への生産移転の加速により、国内取引の確保や雇用維持というプロセスが揺らぎつつある中で、一方、市内中小企業者等の多くには製品汎用性をもちながら高度な技術を持っており、こうした事業所においては人手不足・人材確保対応や産業競争力を高めていく必要がある。またいわゆる E V ショックにおけるパラダイムシフトでは、製品の高度化や事業の多角化によるさらなる敏捷性、柔軟性が求められており、生産性向上は喫緊の課題である。

本市は産業の高度化・高付加価値化のため中小企業者等の生産性向上を支援し、多様な産業の発展が、高い経済的波及効果をもたらすよう努め、事業所の収益率向上と従事者の収入増を通じた好循環環境の創出を図る。

(2) 目標

ア 認定する事業者数は 100 社/年以上とする。

イ 新産業創出事業費補助金の申請件数を 20 件/年以上とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、浜松市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市は高層オフィスにより人口が集中する都心部、漁港や観光施設を擁する臨海部、大企業から零細企業まで多種多様な製造業が存在する内陸部、天竜材など森林資源が豊富な山間部などがあり、このための産業施策に対する導入設備は多岐にわたるため、本計画においては労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる業種・事業であれば幅広く対象とする。

ただし、地域住民の理解を得ながら、太陽光発電設備を適正に設置・管理することにより、地域との調和を図るため、太陽光発電事業については、「浜松市太陽光発電施設設置に関するガイドライン」に準拠し、事業を実施すること。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市税を滞納している者は対象としない。
- ・環境条例、景観条例に配慮すること。
- ・先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況について調査を実施する場合がある。

- ・これまでの本市のものづくりの高度な基盤技術を活かし、新たな産業を創出するなど、複合的な産業構造への転換を目指すこと。
- ・地域の産業支援機関、大学、行政機関、金融機関などと連携し、地域内でのネットワーク構築を図り情報交換に努めること。
- ・働き方改革により、フルタイム従業員の年次有給休暇取得率の増加、時間外労働平均時間の削減などの生産性向上に努めること。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。